

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2018年9月18日

全人代常務委員会、《個人所得税法》を改定

全国人民代表大会常務委員会は2018年8月31日付で、《中華人民共和國個人所得税法》改定に関する決定》（中華人民共和國主席令第九号、以下「新税法」）を公布し、2019年1月1日より施行することを発表しました。

新税法は、4項目の労働性所得を総合所得とし、従来の分離課税から総合課税を組み合わせた税制度へ変更しました。また、控除額の引上げ、「専項附加控除」の設定、低税率の適用範囲の拡大なども規定しています。

□ 居住者/非居住者個人の定義

新税法は、居住者個人/非居住者個人の判定基準となる中国国内での居住期間を従前の「満1年」から「満183日」に変更しました（納税年度は西暦1月1日～12月31日）。

納税者	定義	課税対象
居住者個人	<ul style="list-style-type: none"> 中国国内に住所がある 中国国内に住所がなく、国内居住期間が累計で満183日以上/納税年度 	中国国内所得 + 国外所得
非居住者個人	<ul style="list-style-type: none"> 中国国内に住所がなく、居住もしていない 中国国内に住所がなく、国内居住期間が累計で183日未満/納税年度 	中国国内所得

□ 課税所得の分類

新税法は、従来の労働性所得4項目を総合所得として合算課税の対象とした上で、居住者/非居住者個人別の計算方法を定めました。また、「國務院財政部門が徴税を定めるその他所得」を削除しました。

課税所得の分類（変更前）	課税所得の分類（変更後）	計算方法
賃金・給与所得	賃金・給与所得	「総合所得」として計算 居住者：納税年度毎に合算 非居住者：月毎/一回毎に個別計算
役務報酬所得	役務報酬所得	
原稿報酬所得	原稿報酬所得	
特許権使用料所得	特許権使用料所得	
個人工商業者の生産・経営所得	経営所得	個別計算
事業・企業単位への請負経営・リース経営所得		
利息・配当・特別配当所得	利息・配当・特別配当所得	
財産賃貸所得	財産賃貸所得	
財産譲渡所得	財産譲渡所得	
偶発所得	偶発所得	
國務院財政部門が徴税を定めるその他所得	—	

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

□ 課税所得額の計算

新税法における課税所得額の計算は以下となります。賃金・給与所得などから控除できる基礎控除を従前の3,500元/月（外国籍などの場合、基礎控除3,500元+付加控除1,300元=4,800元/月）から一律60,000元/年（5,000元/月）へ引き上げています。

● 総合所得

納税者	課税所得	課税所得額の計算
居住者個人	総合所得（以下①～④の合計）	<ul style="list-style-type: none"> 課税所得額 = 年度収入 - 基礎控除（60,000元/年） - （専項控除 + 専項付加控除 + 法定のその他控除） 総合所得のうち、役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権使用料所得については、収入から20%の費用を控除して収入額とする 原稿報酬所得は、収入額をさらに70%に減じて計算
非居住者個人	①賃金・給与所得	課税所得額 = 月間収入 - 基礎控除（5,000元/月）
	②役務報酬所得	課税所得額 = 一回毎の収入
	③原稿報酬所得 ④特許権使用料所得	<ul style="list-style-type: none"> 役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権使用料所得については、収入から20%の費用を控除して収入額とする 原稿報酬所得は、収入額をさらに70%に減じて計算

また、居住者個人の年度収入から控除可能な「専項付加控除」は、新税法から新たに設置された項目で、具体的な範囲・基準・実施手順の規定は、国務院から別途公布される見込みです。

専項控除	社会保険料	基本養老保険 基本医療保険 失業保険 等	専項付加控除	子女教育 生涯教育 重病医療 老人扶養
	住宅積立金			住宅ローン利息または住宅賃料 等

● 総合所得以外

課税所得	課税所得額の計算
経営所得	課税所得額 = 納税年度の収入総額 - 原価・費用・損失
財産賃貸所得	<ul style="list-style-type: none"> 課税所得額 = 一回毎の収入（≤4,000元） - 800元 = 一回毎の収入（>4,000元） - 20%の費用
財産譲渡所得	課税所得額 = 譲渡収入 - 財産の原価 - 合理的な費用
利息・配当・特別配当所得、偶発所得	課税所得額 = 一回毎の収入額

また、上記のほか、個人の公共慈善事業への寄贈も申告課税所得額の30%まで控除することができます。

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

□ 税率の変更

総合所得の税率は月次計算から年次計算に変更となり、3%・10%・20%の3段階の低税率の適用範囲が拡大されました。

総合所得の税率					
段階	変更前 (元) (灰色字は換算値)	税率	段階	変更後 (元) (灰色字は換算値)	税率
1	(年間課税所得額 ≤ 18,000) 月間課税所得額 ≤ 1,500	3%	1	年間課税所得額 ≤ 36,000 (月間課税所得額 ≤ 3,000)	3%
2	(18,000 < 年間所得 ≤ 54,000 の部分) 1,500 < 月間所得 ≤ 4,500 の部分	10%	2	36,000 < 年間所得 ≤ 144,000 の部分 (3,000 < 月間所得 ≤ 12,000 の部分)	10%
3	(54,000 < 年間所得 ≤ 108,000 の部分) 4,500 < 月間所得 ≤ 9,000 の部分	20%	3	144,000 < 年間所得 ≤ 300,000 の部分 (12,000 < 月間所得 ≤ 25,000 の部分)	20%
4	(108,000 < 年間所得 ≤ 420,000 の部分) 9,000 < 月間所得 ≤ 35,000 の部分	25%	4	300,000 < 年間所得 ≤ 420,000 の部分 (25,000 < 月間所得 ≤ 35,000 の部分)	25%
5	(420,000 < 年間所得 ≤ 660,000 の部分) 35,000 < 月間所得 ≤ 55,000 の部分	30%	5	420,000 < 年間所得 ≤ 660,000 の部分 (35,000 < 月間所得 ≤ 55,000 の部分)	30%
6	(660,000 < 年間所得 ≤ 960,000 の部分) 55,000 < 月間所得 ≤ 80,000 の部分	35%	6	660,000 < 年間所得 ≤ 960,000 の部分 (55,000 < 月間所得 ≤ 80,000 の部分)	35%
7	(年間所得 > 960,000 の部分) 月間所得 > 80,000 の部分	45%	7	年間所得 > 960,000 の部分 (月所得 > 80,000 の部分)	45%

経営所得の税率は各段階の範囲が調整され、最高適用税率の下限が50万円に引き上げられました。

経営所得の税率					
段階	変更前 (元)	税率	段階	変更後 (元)	税率
1	年間課税所得額 ≤ 15,000	5%	1	年間課税所得額 ≤ 30,000	5%
2	15,000 < 年間所得 ≤ 30,000 の部分	10%	2	30,000 < 年間所得 ≤ 90,000 の部分	10%
3	30,000 < 年間所得 ≤ 60,000 の部分	20%	3	90,000 < 年間所得 ≤ 300,000 の部分	20%
4	60,000 < 年間所得 ≤ 100,000 の部分	30%	4	300,000 < 年間所得 ≤ 500,000 の部分	30%
5	年間所得 > 100,000 の部分	35%	5	年間所得 > 500,000 の部分	35%

なお、上記以外の課税所得の税率は20%で、従前より変更ありません。

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

□ 納税申告・確定申告の期限

個人所得税は、所得者が納税者となり、所得を支払う企業または個人が源泉徴収義務者となります。主な納税申告および確定申告の期限は以下の通りで、このうち居住者個人の総合所得の源泉徴収・予納の方法は、国務院税務主管部門が別途制定する予定です。

納税申告・確定申告の期限				
所得分類	源泉徴収義務者あり		源泉徴収義務者なし	源泉徴収義務者が未徴収
総合所得	居住者 ^{※2}	年次計算： 月毎/一回毎に源泉徴収・予納+確定申告（翌年3/1~6/30）	納税者が所得取得の翌月15日以内に申告・納付	納税者が所得取得の翌年6/30までに納付 または税務機関の通知期限内に納付
	非居住者 ^{※3}	月毎/一回毎に控除・納付（確定申告は不要）		
経営所得	年次計算： 申告・予納（翌月/四半期終了後15日以内）+確定申告（翌年3/31まで）			
その他所得 ^{※1}	月毎/一回毎に控除・納付			

※1 「その他所得」：利息・配当・特別配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、偶発所得

※2 居住者個人の中国国外からの所得は、取得翌年3/1~6/30に申告・納税が必要

※3 非居住者個人の中国国内2ヶ所以上からの賃金・給与所得は、取得翌月15日以内に税務機関に申告・納税が必要

□ 租税回避防止条項

新税法には、租税回避防止条項が初めて盛り込まれており、BEPS 行動計画における移転価格税制・被支配外国法人(CFC)規則・一般的租税回避防止規則などに言及しています。「課税における金融口座情報の自動的な情報交換基準」[※]の実施と併せて、中国税務機関による個人所得税の租税回避に対する管理が強化されています。

第8条 以下の状況のいずれかがある場合、税務機関は合理的な方法に基づき納税調整を行う権利を有する

- 個人とその関係者間の業務取引が、独立取引原則に合致せず、本人または関係者の納税額を減少させており、かつ正当な理由がない場合
- 居住者個人が支配、または居住者個人・居住者企業が共同で支配する、実際の税務負担が明らかに軽い国家（地区）に設立された企業が、合理的な経営ニーズがなく、居住者個人に帰属する利益を分配していないまたは減少させて分配している場合
- 個人がその他の合理的な商業目的がない計画を実施して不当な税収利益を獲得している場合

税務機関が前項の規定に基づき納税調整を行い、追徴課税が必要となった場合、税金を追徴し、併せて法に基づき利息を加算して徴収しなければならない

※ 「共通報告基準 (CRS)」の内容は、SMBC NEWS【2017】19号ご参照。弊行ホームページにてご覧いただけます。

(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

□ 新税法の適用開始

新税法は、2019年1月1日より正式に施行されます。ただし、賃金・給与所得については、2018年10月1日より2018年12月31日まで、毎月の収入額から基礎控除5,000元および「専項控除」を控除したうえで、新たな税率表（総合所得）に従い月次換算後、税額計算・納付を行います。

また、個人工商業者の2018年第4四半期における生産・経営所得などについても、先行して新たな税率表（経営所得）を適用して税額計算・納付を行います。

具体的な計算方法については、《2018年第4四半期個人所得税の控除費用および税率適用問題に関する通知》（財税[2018]98号）をご参照ください。

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心15階15T21室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599